

令和5年5月2日

保護者様

兵庫県立龍野高等学校

校長 塚本 師仁

5月8日以降 新型コロナウイルス感染症に関連した欠席の取り扱いについて

平素より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられたことにより、学校における出席停止基準も引き下げられることになりました。陽性者の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。また、濃厚接触者の特定は不要となったため、同居の家族で陽性者がいる場合でも本人に症状が無ければ登校可能です。

なお、新型コロナウイルス感染症以外でこれまでは医師による証明が必要であった学校感染症も、全て医師による証明は不要とし、医師の指示を受けた保護者が「学校感染症による出席停止届」に記入し、医療機関から処方された調剤明細書のコピー等、罹患したことを証明できるものと一緒に提出してください。新しい用紙はこの裏面に記載しています。

また、学校のホームページからもダウンロードが可能です。学校感染症一覧と、出席停止期間については、下記をご覧ください。

記

【学校感染症一覧】

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
コロナ感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 【主な病名】 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 等	学校医その他の医師の指示による

【保護者記入】

学校感染症による出席停止届

兵庫県立龍野高等学校長 様

年 組 番 名前

下記の疾患に罹り、登校を控えていましたが、伝染のおそれがないと医師より診断を受けましたので、登校させます。

診断名: \_\_\_\_\_

出席停止期間: 令和 年 月 日( ) ~ 月 日( )まで

指示内容: なし・あり( \_\_\_\_\_ )

受診した医療機関: \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

※ 必ず保護者が記入してください。

※ 提出する際、医療機関から処方された調剤明細書のコピー等、罹患したことを証明できるものと一緒に提出してください(薬剤を処方されていない場合は、領収書のコピーでも可)。